#### 會學濟經學大國帝都京

## 叢論濟經

號 五 第

卷七十第

行發日一月一十年二十正大

震災地と産業組合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	労働生産力と勞賃・・・・・・・・経濟學士京都市ニメウンー家賃の統計的研究・・・經濟學士マルサスの地代論に就て・・・・・経濟學士・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震災の教訓と復興問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	海運の獨占より生ずる利益・・・・・法學・水戸藩に於ける各種の貯穀・・・・・法學博和税の逋脱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
灣學 士 士	濟學士士	法 學 博 士	法 法 文 學 博士士
大本	森岡谷	山河	小本神三
森 庄 	耕崎口	本田美	島庄戸浦 昌榮
健 治	二文吉	越嗣	太治正周
作 郎 	郎 規 彦	乃 郎	郎 郎 雄 行

# 水戸藩に於ける各種の貯穀

、水戸藩常平倉の研究、 本論のここ

水 庄 樂 治

郥

#### 第一節 緖 言

盡した たい。このことはやがて常平倉の性質や目的を窺ふためにも必要なことであらう。 藩には稗倉があり、 「水戸藩史料」には『金穀の蓄備』と題する條があつて、『軍制武備の振張と同時に金穀の蓄備 水戸藩に於ては齊昭か天保二年に常平倉を設けたことは旣に述べた所の如くであるが、元來同 ものであつた。 齊昭のときにはこの外に社倉・義倉の計畵もあつて、貯穀に就ては隨分、力を 故に茲には先づ水戸藩に於て如何なる種類の貯穀があつたかを研究して見

年間に創設せし所なり。 癸丑(嘉永) 亦齊昭の苦心經營せし所なり。 うり』云々と説き、『是時に當り 抑も蓄稗は先代光圀以來繼續せし舊法にて、 別に備荒貯稗及各郡の書穀も亦少からず、 (四年) 以後に至りては又倍々其の蓄殖を努め、 累年蓄積せる結果として米穀倉廩に充滿 郡奉行金子教孝の調査 常平倉は齊昭。。。 且つ義倉祉倉等の法 陳 々紅 腐せ 0 泛保 3

ď

のあり。

而して常平倉の外、

あ

1) 本誌第十六卷五號 2) 883頁 上編乾卷

127頁

四那分

一稗 二十七萬二千五百三十俵八升六合

役所貯井鎮守初穂淵濲等

一級 九萬九百五十一倭廿五石四升五合 一級 九萬九百五十一倭廿五石四升五合

粟 米

百四十三俵九升一合

一金 夢拾而三分 鐚三貫八百五拾壹文

之通

右

h<sub>o</sub> 右四郡分とあるは四郡管の貯藏合計なり。是れ先代以來繼續せし貯藏にて、累年增加したるものな 又役所貯幷に鎭守初穗溜穀とあるは郡廳の貯穀及び毗倉義倉の類をいふ』とあつて、 當時の

貯穀高も大凡明かであるし、 あつたことも明かである。 其他、 **稗倉や常平倉の外に、役所貯とか鎭守初穗とか、** 懐物や手元貯穀なごと稱するものもあつた(參 溜穀さかの貯穀の 照述。 常平倉につ

稱の如何にかっはらず、その性質から見て義倉・社倉及び其他のものに別ちて、その大樣を述べ いては更に稿を改めて其顕末を明かにするつもりであるから、茲には、其他の貯穀について、名

水戸藩に於ける各種の貯穀

第十七卷

(第五號

四三

六四一

3) 同上、894頁

て見たいと思ふ。

### 

れた所謂稗倉は、 を管轄して便宜な重要な處に貯穀をなし、 義倉は既に述べた如く、 その性質に於ては義倉に屬するものたることは、 大體に於て富裕者の義捐又は課徴によって、 **入用の時に窮民に給與するの法である。** 毫も疑ふの餘地が 穀物を出さしめ政 義公の創 ない 府 設さ が之

貯積 三石の割で雑枕に擬 て已まざりしものである。 て蓄積の増加するに從て、 の方法は貧窮の村落には時として年期を限り発除したこともあるが、一 稗倉。 **稗倉の出來た精確な年月は明かでないが、寬文処寳の頃に出** لِ 秋成を待て徴收するもので、 新倉を増築し、 創始の際より明治廢藩の時に至るまで年々歳々蓄積し これを物成稗と稱する。 來たもののやうであ 般に高百石に付、 各地に倉廩を設け る。 秵

か、 あ つたが、 天明の後、豐年相續きしため、人皆凶荒を忘れ、貯稗の制度も多少緩怠の弊を生せし如くである **尚二十餘萬俵を保存し、天保二年には更に六萬俵餘を増蓄し、** 當時稱倉は左配の如く二十八ヶ所に及 んで居たといふことであ 且つ之が制規を嚴にする所が

南郡。

堀(茨城那)

吉田

1(同上)

栗崎(同上)

海老澤(鹿島郡)

上戶(行方郡

芹澤(河上)

下玉里(新治郡)

1) 拙著經濟史考 233頁

<sup>2)</sup> 塙重任、舊水戶潛救兇蓄稗收支方法概記(水戶藩史料別記上、383頁以下)

<sup>3)</sup> 水戶藩史料 別記上、382頁

東那 高野(那珂那) 石神外宿(同上) 瑞龍(久慈那) 幡(同上) 小菅(同上) 小木津(多賀那

西郡 戶村(那珂那) 菅谷(同上) 石塚(茨城郡) 增井(同上) 長倉(那珂那) 上小瀬(同上) 小野(同上) 久那瀬 同上

大內(同上)

烈公は襲封の始

め

氣候の不順なるを見て、

饑饉の變あらむことを慮り、

北那。 大里(久慈郎 大宮(那珂郡) 高柿(久慈郡) 山方(那珂那) 中梁(久慈那) 矢田 1(同上)

早晚、 既に天保元年

萬俵餘の貯稗が 穀の制のみでは不十分であると考へ、また義倉を起す考へもあつたけれごも、 六月に書を郡宰に與へて注意する所があつたが、 價を平準し、 も米の貯 かゞ なくては十分でない 水旱不慮の用に備へんことを以てした。蚤は從來から同藩にて行はれ居りし出穀入 あり 大體核院の手當としては、それで間に合ふことであり、 から、 米價の平準を期する常平倉を設けんとしたもので 同年十二月、 郡宰に謀るに常平倉を新設して米 Д. 當時稗倉には二十 称のみあつて 、 あつたの

倉に及ぶべきものであるとし、 ت ح と 図 決行し、 完 0 備は 内帑金千両を出し、 是非共な かる 討論審議數回に及びし後、 可らざるものである 郡廳より四千両を加 から、 公は遂に郡宰の譲を容れ 先づ貯稗を 称六萬俵を増蓄することゝなつた 層豊富に Ų て貯 然る後常平 椰 増 額

然し郡宰の考ふる處では、

救院の手當は必ずしも右の二十

萬俵の貯稗で十分であると

Ų٠

ጹ

b

け

(月十九日)。この巨額の稗を購入せし方法は郡廳記錄によれば次の如くである。(天保三年三)。

『我に可買入餘蘗迚は他邦にもなければ、今年畠高五石に付、

腀

水戸藩に於ける各種の貯勢

4) 5) 6)

375頁以下 380頁。別部下、431頁 381頁 本誌第十六巻玉號 120頁所掲註參照 同上 124頁 水戸藩史料、別記上、370頁、公の手書参照 7) 8) 9) 同上、 同上、 同上、

(第五號 四五 六四三

第十七卷

稗七斗五升づゝ作り候樣御國中へ被仰付!

失れを丸に五千金を以

第十七卷

置入積置べき御手當之よし、本より恤民之御心より出候群なれば、價かも貴く御覧上になり荒凶と申せば皆民の蓄糧にして然

も五子之金は皆御國中へ潤ふべし難有御事なり言

**弘は後、幾もなく手元の事業として常平倉を創設するに至つたのである。このことは後に述** かくの如く救売の為め稗を貯蓄するを急務とし、常平倉の議は一旦中止となつたものであ ぶる るが

所を参照せられ度い。 救濟のために蓄煙を支出するには一定の法があつた。卽ち鰥寡孤獨の類へは、飢人扶持を稱し

男五合女三合の割で年々扶助し、病難多子養育等の爲めに貧困に追れる者には一時救與すること が、天明の飢饉、天保四年・七年の飢饉等には、各倉廩を開いて貯稗を給與し、 て一日男七合、女五合の割で終身之を與へ、雙子や三ッ子を生んだ者には其子が七歳に至る迄一日 こした。以上は常時の救濟方法であるが、 凶年飢饑等の非常の際には、 往昔のことは 明かでない

ご倉底を拂ふ迄に貯稗を賑給せしものである。茲に於て貯稗の必要なるこさが、一般に諒解され である。 殊に天保七年の場合の如きは封内に一人の飢死するものもなかりしも、 その代りに殆ん

爾 一日 も貯穀なかるべからざることを悟り、 稗を貸與されたものは、後年の秋成を俟つて續

かくて明治維新に及びしものであ 々これを返納し、 この返納額と年々の物成稗とで、 数年の内には貯碑はまた相當の巨額に達し、

終りに籾を貯へずして稗を蓄へた所以は、 東湖の回天詩史に説く所によつて明らかである。 '卽

> 10) 同上、384頁

又は賑貸したもの

**<sup>1</sup>**1) 東湖全集、33頁、(同書84頁、「常陸帶」の中にも このこさを説いて居る)

稷之為物、經百歳之久而不變、欲輕之於手寂豐歷之日、則其價甚賤而無利、用之飢餓凶歎之時、則尽淡而善飽」云々 日滅、王芸甚則輕米粟爲金錢、以濟一時之意、豫備之政是以不遂、若我稷倉、則年年取定額於民、實之於倉耳、其術似拙、 『蓄米即苦於以新易舊、其積粜亦不能十年、且財利之臣、或惡以爲無術、必生気人收息之武、及數年之後、則逋貧日多、儲蓄 iffi

かに義 考へが この元利金を以て米質の下落したときに、米を買入れ、救荒の手當とするに在る。公はこれと同 両を出さしめ、 を設けんとしたこと是れである。 あり、 烈公の義倉計畫。 (倉計證のことが洩らされてゐる。 郡宰と謀つて先づ貯科増加の方を實現したわけであるが、 當時は米償高直の際であつたから、 こゝに述べんごする所のものは烈公が上述の称倉の外に、 前に述べた如く烈公は天保元年末より、常平倉を設けんとする その方法は手元より三千両を出 暫くこの資金をそのまゝ貸付けて利殖を計 その時の公の手書には Ļ 郷村の富者より七千 别 個 の義倉 明

づ貯稗増額のことを決行した次第であつた。

時に常平倉の目論見をも述べており、郡宰との協議に於ては義倉よりも寧ろ常平倉の方が主とな

義倉設立のことはあまり多く論ぜられずして其儘となつたが、常平倉も亦後廻しとして、先

þ,

なからしめ、 越えて安岐三年五月烈公は天侯の不順を慮り、郡奉行に令して八民に諭して凶荒を忘るゝこと 八月には再び義倉法を立てゝ藏奉行郡奉行をして協議計濫せしむる處があつた。 當

殺

水戸藩に於ける各種の貯穀

第十七卷

(第五號

四七)

<del>大四五</del>

I)

水月寤史料、別記上、367頁

時既に常平倉は存在しておつたが、大事變に際しては常平倉のみでは未だ封内の民を安んするに

足らずとし、 茲に義倉を設くることを勸めたものである。 その手書に曰く

何可有之や、幸富年环は水戸も上作と被察候へば當年より初候ては如何』云々 食物無之候では如何さも可致襟無之事故、郡官共相談にて常平は常平にて是迄之通りにいたし、外に義倉を村々へ初候では如 に重り少々づく出させ、義倉之法を立、萬一大凶麍有之候共、村々三年之食料に指支無之、又非常之義異艦之一事有之節にも 『常平の仕法は、是迄之通り致し置、右穀之中より領分村々へ兀米を出し蒙農義民を募り積米致させ、小民よりも年々出來秋

各鄕村にては、往々從前の溜穀藏なるものを基本として、義倉の法を設け、 この計畵が如何にして進められたかといふことは明かでないが、「水戸藩史料」には『是より以後 漸次擴張したりと云

行はれたのであらう。 然し私の見る所では、この溜穀は社倉たるべき性質のものではないかと思

新に義倉を設くることなく、從來からあつた溜穀を擴張した位のことは

~。次節を参照せられたい。

ふ』と書いてあるから、

#### 

**社倉は既に述べし如く、多數の者が任意にそれゲー身分相應に出し合つて各居村處々に貯穀を** 

凡そ二種類あつたものら如くである。 自治的に處理せらる、備荒貯蓄である。水戸藩に於ける貯穀中には、之に屬するものが、

> 2) 同、上 編乾卷、889頁 3) 同上、890頁

3) ´ 同上、890頁 1) 拙著、經濟史考、234頁

民に諭して各自米穀を貯滅することに努めしめた。「水戸藩史料」には次の如く論じて居る。 なが、 瘵昭は此際又々貯穀の忽にすべからざることを説き、安政二年正月元日郡奉行に令して人 安政の初め各地に天變地妖あり、且外舶の我國に來るありて內外頗る多事であつ

然れごも是奪は各郡村一定の法あるに非す、その行否蓄積の多少等は各其の地利、人和の如何に在り、是れ郡奉行に於て、尤 の餘祭田より取めたる米穀は、之を社倉に蓄ふるの法あり。又各郡村に貯穀の法を設くるものあり。所割義倉なるもの是なり るや(弘化元年甲辰春)各那皆一村一社の制に因りて祭田を附し、祭典ある毎に一村攀りて社前に會し、神酒赤彼な礪賜し、そ も奨励を要せし所たるべし』 『郡巻行に令して潛糧を計らしめたるは、是れ常平倉等の貯蓄さは全く別途の法に騙するなり。是より先き經界敗正の功を駿

せるものであつて、後者は『所謂義倉なるもの是なり』とあるが、その性質は義倉ではなくして これによれば民間には二種の貯穀があつて、一は神社を中心とせるもの、他は各村、別に貯穀

社倉たるべきものである。茲には先づ前者のものについて述べて見たい。 既に述べた如く、 | 社倉は 元來村里の人々が「各自に出し合ふ意味であつて、 その所謂社 は神乱

倉であつて、 付け、 の社ではなくして、 神社の倉庫なごの意味で百姓に中し諭して起した社倉が少くない、これ即ち神社中心の社 社團の社であるが、後には社倉を作らしむる方便として社倉と神社とを結

上編乾卷、886頁

經濟史考、234頁

こあるは, 即ちこの社倉の貯穀をいつたものであらう。

水戸藩の証倉も明かにこの種のものである。

前掲安政四年の貯穀高調に「鎭守初穂

2) 3)

養

水戸藩に於ける各種の貯穀

第十七卷

(第五號 四九)

六四七

溜穀。 溜穀については、上記の祉倉と同樣、 精細なることは知られて居ないが、

年正月廿九日の公の手書を見るで

『愚味傳聞、義倉は今民間に有之溜驇の類に而、富人は穀物多く出し貧人は少く出し、年々溜簫、凶熊の節は右の倉を開き資

意に合可申敷。 人を救候由、富を分ち貧を暖す、其悄蘂に合俠故蘂倉こ云由、さすれば村村へ相飜、溜縠いたさせ、凶年の備に致候方義倉の

ことである。 **さある**。 又前述の如く、 更にまた上記の神祉中心の社倉を説ける條に『又各郡村に貯穀の法を設くるものあ 安政三年の烈公の義倉計識の結果として、この溜穀が擴張されたとい

あらうと考へる。要するに溜穀なるものは、民間に於て設けし貯穀であつて、 - **ի** 所謂義倉なるもの是れなり』云々とあるが、これは恐らく、この溜穀のことを指したもので その性質は社倉た

るべきものと考へられる。

ぎ友救穀を稱して新蓄を企てたる者多く出でたり』 とあるが、これも恐らくは、この溜穀と同性 別記上、370頁

塙重任の「竇水戸藩救荒蓄極收支方法概記」には、天保二年貯極増蓄の際『民間にても其風を仰

質のものであつて、 かゝる別名を稱へて居たものではなからうかと思ふ。

の行否書積の多少等は各其の地利人和の如何に在り。 **社倉にしても溜穀にしても、** 民間の貯穀であり、 而も 是れ郡奉行に於て尤も獎勵を要せし所たる 『是等は各郡村一定の法あるに非す、 1)

- 水戶藩史料、 同上、385頁
- 2)

ح あるから、 その事業は自治的 ものなることは疑ふべ に村民の間に於て處理されて居たものであることは くもない。 明らか

T

あ

社倉たるべ

き性質の

四節 其他の貯穀

第

0) もある。 以上説きし各種 順 次に之を述 の貯穀の外 ベ *&* ڔؙ ٦ 義倉 **社倉に屬せざるものが** あり、 ŧ たその性質

藩 主の 手元で行は 12 た籾 の貯 藏で あ 3 301) 然し前を 者は 祖 **漂以** 水遺 ال. 扣 カコ n 72 ŧ ŏ Ċ あ 後 者 は

懷物及び手元貯穀。

懷物

χ

Į,

ふのも手

元と

٠ را

Š

のも

何

ř

,も藩政

府

の

財

政

より

獨立

し

0 判明

せ

Ø

公のときに至

つて別に作られ

た貯穀であ

このことは烈公の手批に

『懐物と申は先代より

 $\sigma$ 

に面 物と申 來 手元さ申は我等代より 候分はやはり是迄の 初 通りに致し來、 申候事に而』 跡埋 云々とあるによつても明か 有之次第、 如先年貯置可申候』 である。 また とある 『舊來の から、 烈 懷

であ 公の時に حَ رَ ઇ 即ち嘉永二年閏四月には財政窮追の この懷物は引續き存在せしものであ ŤΖ め懐物から融通せる 5 2) 且政府に **流用することを認め** 事 實 カネ あ ર્જે ±) Ť 护 つ Tz. Ł Ó

爨に政府の財 烈公の ときに設けられた手元貯穀なる 吸と區別 之を流用することを許さず もの は、 即ち常平倉の 『直書を以、 前身た 下 るべ 知 五二 不致候 Ž Š 内は 0 で あ 粒 Ś 12 か h **参後**照述 共 妄

論

散

水戸藩に於ける各種の貯穀

第十七卷

(第五號

六四九

1)水戶藩史料、別記、下、435-6頁

4)同上、451頁

<sup>2)</sup>同上、438頁 3) 同上、435、433頁

りに出し申間敷事』をて、特に嚴重な制規を設けたものである。(註) 然し天保四年及び八年の凶

荒の際には手元貯穀から籾一萬三千俵餘を郡廳に下げ、以て窮民を救済せしめた。

八俵を存殘しており、この手元貯穀が、後に常平倉として引繼がれたものである。 天保十一年十月の調査によると御懐物は其時、籾五千六百三十八俵、手元貯穀は一萬八百六十

御懷物

籾

十萬六千二百七十二俄

籾 十萬六百三十四後

**籾五千六百三十八後** 當時全く御有物 右は享和二戌年同文化二丑同三寅文政四巳同五午同六未天保八酉年迄追々御下げに龍成候分

御手元御貯之御分

籾 二萬三百十一俵

籾 四千俵

右は役所仕法を以て溜置候分當夏中指上候御分

右二口る

二萬四千三百十一俵

一萬三千四百十三俵

一萬八百六十八俵 當時全御有物

同上、436-7頁

より義倉でもなく、 要するに手元貯穀は後に常平倉となつたものであるが、 **社倉でもなく、** 凶荒のためのみならず、 懐物は藩主自身の貯穀であつて、 政府財政に流用せしもので全く別途 もと

の貯殻である。

(鮭)天保六年、臓奉行に訓示せし手書に『手元貯は金紋共に側用人甚五左飾門(大久保忠邑)通事金加役市川市平等三人へ申付 御貯穀に而何方に而も承知不仕御品にも御座候間』云々さあつて、手元貯穀が他の貯穀や政府の財政から巖に區別されて居 たこさは明かである。かくの如く嚴重に區別して諮積した所以は、一意、相當の貯級を實現し、それを基礎さして常平倉を 申候、兎角勝手方へ貸し出し候へば、上納に相成銀以々迷惑致し候。何れ此上一工夫に而貯穀十萬位は直々に出來候樣いた 時々指闘いたし候事に候へば右綴りへは手元の儀は無伏穢可申聞、其外政府勘定奉行等へは一切手元の儀は不申様いたし可 確立せんさしたるに因る。 し爲見可申候』云々こあり、十一年の手元貯 紋有高の報告について藏率行の付箋には『殘籾一萬八百六十八俵右は全御手元

10 るに因つても明かである。 『役所貯並鎭守初穗溜穀等』 郡廳 の貯穀。 常平倉・祉倉・義倉の外に郑廳の貯穀のあることは前掲の安政四年の貯穀調 然し何時から出來て如何に組織され管理され利用されて居た さあり, その説明に 『郡廳の貯穀及び祉倉義倉の類をい かは ふ』さあ · 全 く

充てたものであつて、 不明である。 然し恐らくは郡廳の貯穀として存するものであるから、 凶荒のために備へ、叉幕末多事の際であるから軍事にも用ゐたものであら **徴税の一部を割いてこれに** 

うこ考へられる。則ち義倉に近き性質を有するものであらうけれごも、 水戸藩に於ける各種の貯穀 第十七卷 (第五號 他日新史料を發見するに 五三

7) 同上、433頁 8) 同上、438頁

ナ五二

非ればこのことは決定し難い。

\*

\*

\*

に設置されたものもある。然し何れにするも烈公の力耕勤儉の政策によつて、これ等の貯穀が公 祉倉たるものもある。 變屢々起り、 のときに一層の發展をなしたものなることは論ずる迄もない。これあるによつて、幕末の天災地 以上數節に亘って水戸藩に於ける各種の貯穀を論じた。その中には義倉たるべきものもあり、 外警瀕りに到る時に處して、備荒に軍備に遺憾なきを期し得たものであつて、天保 また然らざるものもある。 或は又義公以來存するものもあり、 烈公の時代

て のに外ならなかつた。 然し貯穀策として烈公の最も力を用ゐしものは、義倉に非す、 先づ手元貯穀としてこれを始め、 公は襲封の後、 間もなく常平倉案を立てゝ郡等に謀り、 救荒に、 穀價の調節に、又軍備に、これが用を全うせしも 耐倉に非ず、 質に常平倉そのも 自ら内帑金を割き

七年の大凶荒の際にも藩内には一人の餓莩をも見なかつたと稱せられてゐる。

を論せねばならぬ。(完)

のであつた。

常平倉の顚末は私のこの研究の主眼たるべきものである。

則ち稿を改めて詳細に之